

令和8年度「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集要領

令和8年6月23日

岐阜県健康福祉部障害福祉課

1 心の輪を広げる体験作文

(1) 募集テーマ

出会い、ふれあい、心の輪 ―障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう―

(2) 応募資格

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む）

(3) 募集の方法

① 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は自由とする。

内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募は未発表のもの1編に限る。

② 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分とする。

③ 制限字数、用紙の様式、作成方法等

ア. 1編あたりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、400字詰め原稿用紙2～4枚程度とし、高校生区分及び一般区分については、400字詰め原稿用紙4～6枚程度とする。

イ. 用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判又はA4縦書き）を使用する。

ウ. パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙はイ.に準じるものとする。

エ. 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。応募又は内閣府への推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、県はその責任を負わない。

④ 添付書類

別紙1に必要事項を記入し、作品と共に提出すること。

2 障害者週間のポスター

(1) 募集テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

(2) 応募資格

小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む）

(3) 募集の方法

① 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は自由とする。

内容は、障害者に対する国民の理解の促進等に資するものとし、障害のある人となない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。

なお、作品は未発表のもの1点に限るものとし、作品中に標語それに類する文字は入れないものとする。

② 募集の区分

小学生区分及び中学生区分の２区分とする。

③ 規格、画材、作成方法等

ア．規格は、画用紙のＢ３判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、Ｂ３判の台紙に貼付すること。なお、作品は縦位置（縦長）での作成とする。

イ．彩色画材は自由とする。

ウ．第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。応募又は内閣府への推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、県はその責任を負わない。

④ 添付書類

別紙２に必要事項を記入し、作品と共に提出すること。

3 共通事項

- ・応募された個人情報については主催者において管理し、当事業以外での目的では使用しない。
- ・募集作品は、障害者週間行事等の終了後に返却する。
- ・岐阜県における作品の審査及び内閣府への推薦、また岐阜県における応募作品の活用にあたり応募者と連絡をとる必要が生じた場合には、原則応募者が所属する学校へ連絡をすることとし、学校は必要に応じて応募者への聞き取り等を行う（一般区分を除く）。

4 募集期間 令和８年７月１日（水）～令和８年９月１日（火）※必着

5 審査 県において審査の上、優秀作品数点を内閣府へ推薦する。

6 内閣府における入賞作品の活用

- ・内閣府における入賞作品については、作品集が作成されるほか、内閣府ホームページ等に全文が掲載される等、全国的な啓発広報に活用。
- ・都道府県及び指定都市から推薦されたポスター原画等を展示する、障害者週間行事を東京で実施(予定)。
- ・入賞作品の著作権は、内閣府に帰属するものとする。
- ・入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

7 岐阜県における応募作品の活用

応募作品は、12月の障害者週間にて展示する。

なお、作品の展示に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

8 作品送付先・お問い合わせ先

送付先住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

担当：岐阜県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進係

連絡先：電話：058-272-1111（内線3484）

FAX：058-278-2643